

長野市老人憩の家 利用者負担の見直し

高齢者活躍支援課

1 憩の家の状況整理

(1) 長野市老人憩の家（愛称 いこいの家）概要

設置根拠	厚生省社会局長通知（S40）、長野市老人憩の家設置及び管理に関する条例
目 的	高齢者の相互交流、教養の向上、レクリエーションの場の提供
利用者	市内在住の60歳以上の人・付添い、身体障害者手帳等の所持者・介護者
利用料	250円 ※付添い300円、身体障害者等・介護者は減免
施設数	市内 9 施設
主な設備	入浴設備、広間、休憩スペース、はりマッサージ室など

(2) 老人憩の家の配置



設備の例(松代)



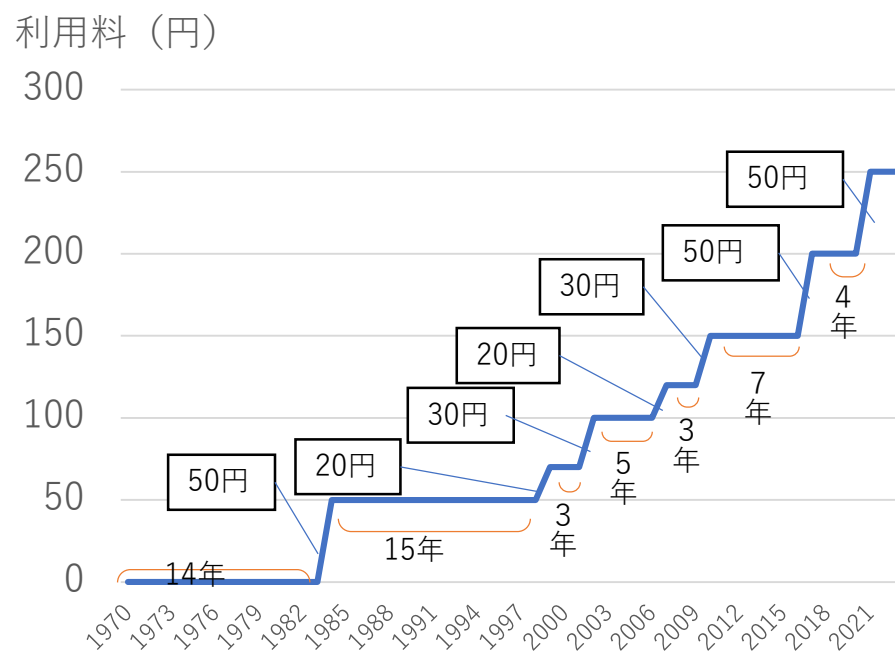
(3) 利用料の見直しの経過【昨年度資料の再掲】

昭和45年度から開設された老人憩の家は、厚生省社会局長通知に基づき設置され、通知では原則として無料とされているが、長野市では特別な設備として「浴室」を設けたため、実費として利用料金を徴収している。障害者手帳等所持者、その介護者等は減免(無料)。

●利用料金の推移

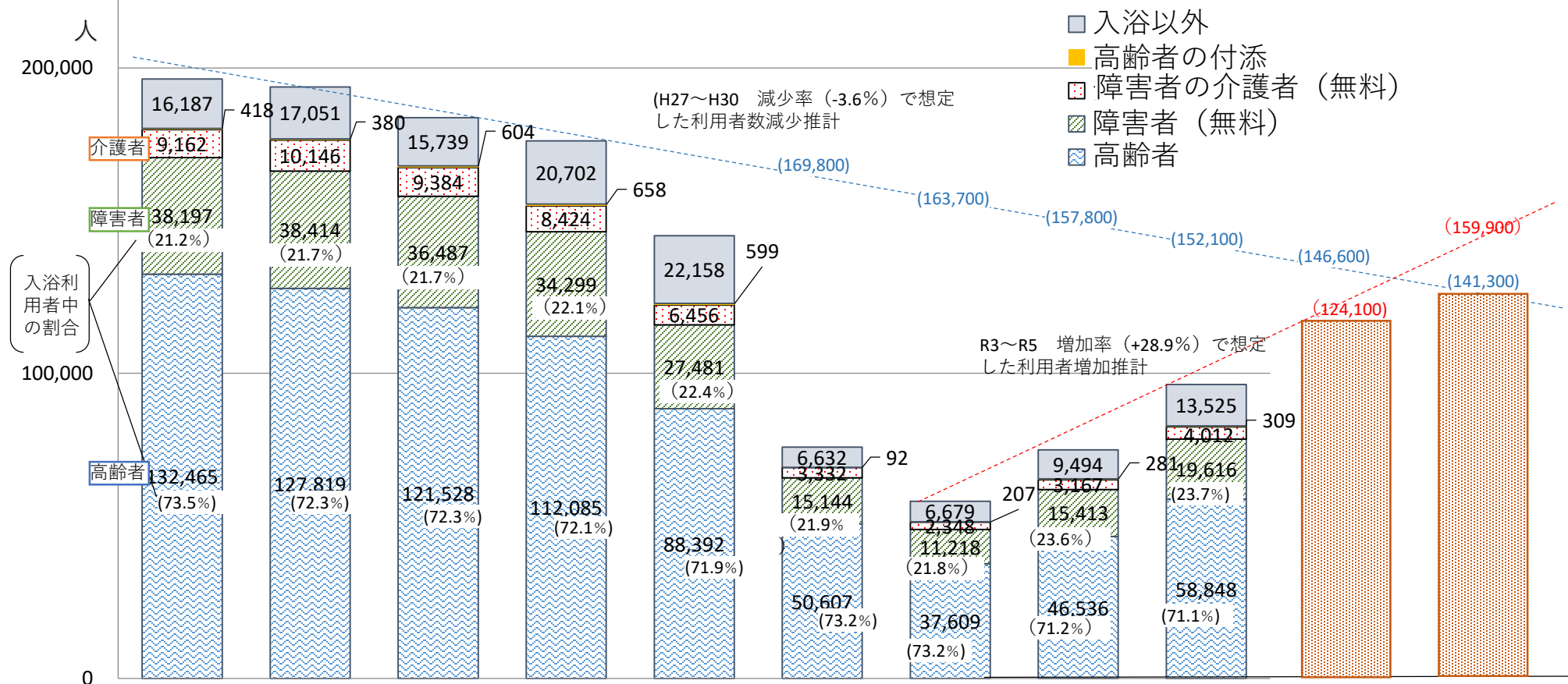
昭和45年度(1970)	～	無料
昭和59年度(1984)	～	50円
平成11年度(1999)	～	70円
平成14年度(2002)	～	100円
平成19年度(2007)	～	120円
平成22年 7 月(2010)	～	150円
平成29年 7 月(2017)	～	200円
令和 3 年 7 月(2021)	～	250円

●利用料値上げの間隔と値上げ額



（４）利用者数の推移【昨年度資料の更新（※R5実績は精査前、R6・R7は推計）】

4



(値上げ)

(値上げ)

(5) 市内の入浴施設の利用料金比較【昨年度資料の再掲・下線部訂正】

	施設数	利用料金	平均料金 (R6.5調査)	平均料金 (R2調査)	値上平均
老人憩の家	9	250円	250円	200円	50円
公衆浴場(銭湯)	5	<u>500円</u>	<u>500円</u>	<u>396円</u>	<u>104円</u>
公設入浴施設	11	360円～600円	468円	454円	14円
民間入浴施設	14	500円～850円	677円	520円	157円

➤公設入浴施設(松代荘、湯～ぱれあ等)の値上げ幅は憩の家より小さいが、もともとの料金が憩の家より高い。

公衆浴場(銭湯)は統制額が引き上げられ、公設入浴施設の平均価格以上となっている。
憩の家は公衆浴場の半額となっている。

<備考> 公衆浴場(銭湯)の統制額

令和5年4月1日から大人40円引き上げ 440円(9年1ヵ月ぶり ※12歳未満据置き)

令和6年4月1日から大人60円引き上げ 500円

参考① 県内各市の福祉施設の入浴料

(各市HP等より 入浴施設を有する福祉目的施設の利用料)

市	施設	利用料等
松本市	南部老人福祉センター	60歳以上 0円
上田市	高齢者福祉センター	60歳以上 0円
千曲市	健康プラザ 多世代健康交流プラザ	65歳以上100円 一般200円 65歳以上180円 一般350円
須坂市	老人福祉センター永楽荘	60歳以上200円 障害者0円
佐久市	老人福祉センター長寿閣	60歳以上100円
岡谷市	おかや総合福祉センター	65歳以上200円 一般420円
小諸市	高齢者福祉センターこもれび	60歳以上200円
飯山市	老人福祉センター湯の入荘	60歳以上300円
大町市	大町総合福祉センター	65歳以上200円 一般400円
茅野市	高齢者福祉センター塩壺の湯	65歳以上 0円
塩尻市	ふれあいセンター洗馬・広丘	一般300円
安曇野市	豊科老人福祉センターほか4施設	60歳以上 0円 障害者0円

➤高齢者料金 無料4施設

有料8施設 平均額185円

参考② 憩の家の利用者の居住地傾向

憩の家の利用者が、その施設近隣の者に限られている可能性があることについて、アンケート結果を再分析したもの。9施設中7施設は地区外の利用者が多くなっている。

施設	施設のある地区	地区内利用者	地区外利用者
松代老人憩の家	松代（管内7地区）	46%	54%
石川老人憩の家	篠ノ井（管内6地区）	76%	24%
大豆島老人憩の家	大豆島	37%	63%
茂菅老人憩の家	第一	25%	75%
新橋老人憩の家	小田切	3%	97%
氷鉋老人憩の家	更北（管内4地区）	36%	64%
東北老人憩の家	古里	51%	49%
若穂老人憩の家	若穂（管内3地区）	39%	61%
東長野老人憩の家	吉田	40%	60%

(6) 論点の状況整理

① 憩の家 の 状況

- 前回の見直し時の審議において、3年後（令和6年度）に向け再度見直しを行うこと、障害者の有料化について再検討すること、という付帯意見があった。
- 行政サービスの利用者の負担に関する基準では、急激な利用者負担の引き上げを避けるため、現行の負担割合の1.5倍を上限とし、3年後に再度見直しを行うこととしている。
➤ 現行250円 × 1.5倍 = 375円上限
- これまでの値上げの経過では、値上げ幅は最大50円、期間は最短3年
- 公衆浴場（銭湯）の統制価格は引き上げられた（R5.7 憩の家との価格差183円）
（R6.5 憩の家との価格差250円）
- 憩の家以外の公設の入浴施設（11施設）では、5施設が障害者の減免を設定している。（サンマリーン無料、湯〜ぱれあ半額、その他100〜200円割引）
- 県内他市の浴場を備えた福祉施設において、有料の施設の高齢者の利用料は平均185円

②利用者の意見（令和4年度老人憩の家利用者アンケート結果より。詳細はR5第2回分科会資料参照）

- 利用者の8割は現状の利用料（250円）に不満はなく、4割は安いと感じている。
- 利用者の4割は憩の家継続のため値上げを容認している。ただし、その上限額は300円までとする人が最も多い。
- 障害者・介護者の有料化については、「有料にすべき」と回答しているのは、障害者・介護者自身では3割～4割、利用者全体では約4割となっている。

③コスト

- 直近の令和4年度決算ベースでの一人当たりコストは**665円**。ただし、新型コロナウイルスの影響により入浴利用者数が激減した点を考慮する必要がある。
- 平成30年度の日当たりの利用者数と令和4年度の営業日数から、コロナによる利用自粛や休館が無かった場合の利用者数を推計して、一人当たりコストを算出すると、一人当たりコストは**359円**。

※H27～30年度の減少傾向と令和3～5年度の増加傾向を踏まえると、令和7年度頃までコロナによる減少からの回復による増加が見込まれるが、その後は徐々に減少するものと推測される。

論点① 一般利用料について

〈意見主旨〉

- ・行政サービスであっても受益者負担は必要である。
- ・もともと採算を取る施設ではなく高齢者や障害者の社会参加のための施設であるので据え置きが良いのではないか。
- ・コロナの影響のない状況の利用者数が見えてきたら再検討がよい。
- ・物価が上がっている中、一般利用料の値上げは先延ばしするべきではない。
- ・コスト等をふまえると100円の値上げが妥当ではないか。
- ・過去の値上げ額や、利用者アンケートの結果からは値上げ額は50円が良いのでは。

【意見の傾向】

福祉の観点から利用料の据え置きが妥当とする意見がある一方、コスト増・受益者負担の面から値上げはやむを得ないとする意見があった。

論点② 障害者・介護者の有料化について

〈意見主旨〉

- ・障害者や介護者だけが無料なのは平等ではないため有料化が適当である。
- ・福祉の視点で見た場合、別の考え方もある。無料のままだがよい。

【意見の傾向】

有料・無料双方の意見があった。

今後のスケジュール

令和5年 5月30日	社会福祉審議会 諮問 第1回老人福祉専門分科会
令和5年 9月1日	第2回分科会 実態・分析報告及び改定案の提示
令和5年 10月20日	第3回分科会 方向性の集約 ➤令和6年度に審議継続
令和5年 11月6日	第4回分科会 今後のスケジュール確認
令和6年 2月1日	第5回分科会 社会福祉審議会 中間報告
令和6年 5月30日	第1回分科会 昨年度審議内容の確認・要点整理
令和6年 7月18日	社会福祉審議会 第2回分科会 コスト分析結果の報告
令和6年 8月19日	第3回分科会 審議
令和6年 10月	第4回分科会 審議（意見集約）
令和6年 2月	第5回分科会 答申書確認 社会福祉審議会 答申